○大津市公共施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、インターネットを使用する方法により施設の空き状況照会、予約申込等(以下「利用申込等」という。)を行うことができる大津市公共施設予約システム(以下「システム」という。)の利用者登録(以下「利用者登録」という。)及びシステムの利用についての必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

- 第2条 システムを利用して施設(本市の施設のうちシステムを導入している施設をいう。以下同じ。)の利用申込等を行うには、この規約に同意していただくことが必要となります。
- 2 この規約に同意することができない場合は、システムを利用した施設の利用申込等はできません。

(施設例規等の優先)

第3条 予約した施設の利用及び当該利用に係る使用料や利用料金等(以下「利用料金等」という。) の支払手続等に当たっては、当該施設の関係条例等に従うものとします。

(登録対象者)

第4条 利用者登録は、次の区分により行います。

- (1) 個人(登録を行う年度の4月1日において、満15歳以上の者)
- (2) 団体(団体構成人数についてはそれぞれの施設において定めるものとします)
- 2 前項の規定にかかわらず、施設により登録対象者が異なる場合があります。
- 3 利用者登録を受けようとする者が未成年者であるときは、その保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該未成年者を現に監護するものをいう。)の同意を得なければなりません。

(利用者登録の申請)

第5条 システムを利用して利用申込等を行うことを希望する者は、あらかじめ本規約を承諾の上、 利用者登録を申請しなければなりません。

- 2 前項に規定する利用者登録の申請は、利用する施設の窓口へ大津市公共施設予約システム利用者登録申請書を提出することにより行うものとします。
- 3 団体登録の申請は、団体の代表者又は代表者から委任を受けた者(以下「代表者等」という。) が行うものとし、代表者等は前条第1項第1号に規定する個人の区分に該当する者とします。
- 4 原則として利用者登録は、同一登録区分で複数行うことはできません。

(申請者の確認及び登録)

第6条 前条の規定による利用者登録の申請があった時は、申請者が本人であること(団体登録の申請については、代表者等が本人であること)を次の各号のいずれかの方法で確認の上、利用者として登録します。

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険証
- (3) 学生証
- (4) 社員証
- (5) マイナンバーカード
- (6) パスポート
- (7) その他本人であることを確認できると認められる身分証明書
- 2 団体登録の申請については、代表者等が団体の構成員であることを証明する書類や、団体の構成員名簿の提出を求めることがあります。
- 3 利用者登録の申請を行う者が暴力団等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若 しくは暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと社会的に非難 されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)に該当すると認められる場合は、登録の申請を拒 否することがあります。

(利用者 I D及びパスワード)

第7条 利用者登録をした者(以下「登録者」という。)に登録者ごとに異なる利用者登録番号(以下「利用者 I D」という。)を設定し、登録者が申請したパスワードをシステムに登録します。なお、パスワードは4桁の任意の数字とします。

(利用者 I D及びパスワードの管理)

第8条 登録者は、利用者 I D及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理してください。

2 登録者は、他人に利用者 I D及びパスワードを譲渡し、又は貸与してはなりません。利用者 I D及びパスワードにより行われた予約等については、登録者本人により行われたものとみなします。

(費用)

第9条 利用者登録に係る登録料は、無料とします。

2 登録者がシステムを利用するに当たって必要とする装置、ソフトウェア及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、登録者の負担とします。

(登録事項の変更)

第10条 登録の内容に変更が生じた場合、遅滞なく利用者登録申請書(変更登録)を利用者登録を行った施設に提出してください。

(利用者登録の抹消)

第11条 利用者登録を抹消しようとする場合は、利用者登録を行った施設に利用者登録申請書 (抹消登録)を提出してください。

(登録資格の停止及び抹消)

- 第12条 登録者が前条に規定する登録抹消手続を行ったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは利用者登録を制限及び抹消します。
- (1) 虚偽の申請により利用者 I D及びパスワードの交付を受けたとき。
- (2) 施設の管理に関する例規等又は本規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4)住所変更の届け出を怠る等登録者の責めに帰すべき事由により、登録者への通知又は連絡を行うことができないと本市が判断したとき。
- (5) システムの運営を故意に破壊又は妨害したとき。
- (6)システムによる施設の利用の予約(以下「ネット予約」という。)の頻繁な取消しや、利用料金等未納のまま、インターネットによる取消期限を過ぎてからのネット予約の取消し及び当日使用しないなどの行為を繰り返し行うなど、他の予約者への支障及び施設の運営に支障があると本市が認めたとき。
- (7)暴力団等に該当すると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、登録者として不適格と本市が認めたとき。

(予約)

- 第13条 登録者は、ネット予約を行った場合は、各施設において別の定めがない場合、利用する 日までに、それぞれの施設の担当窓口の開館時間内において利用料金等を支払い、使用許可を得 てください。
- 2 前項の期間内に使用許可を得ない場合又は前条のいずれかに該当すると認められる場合は、各施設の管理者は、ネット予約を取り消すことができます。
- 3 ネット予約開始日時は、各施設が定めるものとし、窓口等での予約可能期間と異なる場合があります。
- 4 ネット予約終了日時は、各施設において別の定めがない場合、原則使用日の8日前の日の24時までとします。
- 5 ネット予約の取消しについて、各施設において別に定めがない場合、使用日の8日前の24時 以降についてはシステムでは取消しはできません。この場合にあっては、各施設に直接連絡し、 手続を行ってください。
- 6 使用許可を得た後の取消しについて、システムでは取消しできませんので、各施設に直接連絡し、手続を行ってください。
- 7 不適切なシステムの利用があった場合は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号の定める期間、システムの利用を停止します。
- (1) 利用料金等を未納の状態で当日使用しない場合 3ヶ月
- (2) 利用料金等を未納の状態でのシステムからのネット予約の取消し又は第2項の規定に基づく管理者によるネット予約の取消しが、同一施設において3回以上行われた場合 3回目から1回毎に1ヶ月
 - (3) 同一とみなされるネット予約と当該ネット予約の取消しを3回以上繰り返した場合 1ヶ月

(登録情報の字体)

第14条 提出された申請書の記入字体について、システムでの取扱いが困難である場合は、システムで表示される字体(標準文字)で記入したものとみなします。

(個人情報の保護)

- 第15条 このシステムの利用者登録情報及び利用履歴については、本来の目的以外に使用せず、 その管理に十分注意を払います。
- 2 登録者は、利用者登録の情報について、個人情報保護に必要な措置を講じた上で、システムの運用に必要な範囲に限り、各施設での共通情報として各施設の管理者が利用することに同意するものとします。
- 3 その他個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) によります。

(免責事項)

- 第16条 市は、登録者がシステムを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。
- 2 市は、システムの運用の停止、中止又は中断等により登録者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第17条 必要があると認めたときは、登録者に事前に通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加できることとし、登録者は、システムの利用の都度、本規約の確認を行うものとします。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定めるものとします。

附則

この規約は、令和元年10月1日から施行します。

附即

この規約は、令和5年4月1日から施行します。